

[事案 21-2] 契約転換無効確認・既払込保険料返還請求

平成 22 年 6 月 10 日 和解成立

< 事案の概要 >

十分な説明がないまま不適切な取扱いにより契約(転換)させられたとして、契約を無かったことにして保険料の返還を求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

1. 申立 1 (被保険者を娘とする保険契約について)

知り合いだった営業担当者の勧誘を受け、平成 4 年 10 月に契約 から契約 に転換契約をし、同 12 年 7 月に契約 から契約 に転換契約をし、さらに同 16 年 11 月に契約 から契約 に転換契約をした。また、同 14 年 10 月に契約 に新規加入した。いずれの契約時においても、契約内容について十分な説明がなされなかったばかりか、被保険者である娘の同意を得ていない、医師による娘の診査が必要であるにもかかわらず娘は医師の診査を受けていなかった。

上記のとおり、営業担当者は、本人確認をしない、医師扱いなのに被保険者に受診させない、十分な説明をしない等、悪質な勧誘方法を用いて契約転換を繰り返させており、各契約を取り消して、契約 から の各保険の払込保険料全額に法定利息を付けて返還して欲しい。

契約		契約		契約	
契約年月	H16 年 11 月	契約年月	H12 年 7 月	契約年月	H4 年 10 月
保険種類	医療終身保険	保険種類	終身保険(重点 ^ラ)	保険種類	終身保険
契約者	申立人	契約者	申立人	契約者	申立人
被保険者	申立人の娘	被保険者	申立人の娘	被保険者	申立人の娘
受取人	申立人	受取人	申立人	受取人	申立人
契約		契約			
契約年月	S63 年 5 月	契約年月	H14 年 10 月		
保険種類	定期付終身保険	保険種類	個人年金保険		
契約者	申立人	契約者	申立人		
被保険者	申立人の娘	被保険者	申立人の娘		
受取人	申立人	受取人	申立人		

2. 申立 2 (被保険者を申立人とする保険契約について)

平成 4 年 10 月に契約 から契約 に転換契約するとともに、契約 に新規に加入、同 12 年 7 月に契約 、 から契約 に転換契約をした。さらに同 14 年 11 月に契約 から契約 に転換契約をした。

営業担当者は、契約 ~ において、契約転換の内容等について十分な説明をしなかったばかりか、医師による診査が必要であるにもかかわらず私は医師の診査を受けておらず、契約 ~ は無効である。

無効である契約 ~ の払込済保険料を、契約 への転換によって消滅した契約 を復活させたうえで契約 の保険料に充当し、平成 20 年 1 月時点で契約 を解約した際に支払われる解約返戻金等を支払って欲しい。

契約		契約		契約	
契約年月	H14 年 11 月	契約年月	H12 年 7 月	契約年月	H4 年 10 月
保険種類	医療終身保険	保険種類	終身保険	保険種類	定期付終身保険
契約者	申立人	契約者	申立人	契約者	申立人
被保険者	申立人	被保険者	申立人	被保険者	申立人
受取人	申立人の娘	受取人	申立人の娘	受取人	申立人の娘

契約

契約年月 H4年10月
保険種類 3大疾病保障定期保険
契約者 申立人
被保険者 申立人
受取人 申立人の娘

契約

契約年月 S63年5月
保険種類 定期付終身保険
契約者 申立人
被保険者 申立人
受取人 申立人の娘

< 保険会社の主張 >

1. 申立1 (申立人の娘を被保険者とする保険契約について)

申立人が求める具体的事項のうち、契約 ~ の取消しおよびこれに伴う既払保険料(ただし、既支払の配当金、祝金等を控除した清算金)の返還については応じることが出来るが、遅延損害金を付することについては応じられない。

2. 申立2 (申立人を被保険者とする保険契約について)

申立人が求める契約 ~ の取消しには応じられないが、契約 への転換の取消しには、応じる用意がある。

< 裁定の概要 >

裁定申立てを受け、保険会社に答弁を求めたところ、上記のとおり解決案の提示があった。裁定審査会では、申立人、保険会社双方から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、営業担当者からの事情聴取の内容にもとづいて審理した結果、生命保険相談所規程第41条第1項を適用し、裁定書により裁定審査会の判断を明らかにしたうえで、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。